

原子力災害 避難するための 行動指針と避難計画

(Ver.1)

《日頃からの備え》

- 防災行政無線が聞こえるか、音量、電池等をチェックしておく。
- 自家用車避難に備えて、普段から早めの給油に心掛ける。
- 災害に備え、非常時持ち出し品を準備しておく。

災害発生！

- 落ち着いてテレビやラジオをつけ、正確な情報を入手する。
- 村からの情報に基づいて行動する。
- 自家用車に出来るだけ乗り合いをして避難する。
- 自家用車避難の際は「刈羽村原子力災害避難車両」ステッカーを車に標示する。
- 世帯員の避難の完了が確認出来た世帯は、玄関先付近に「避難完了」目印を標示する。

平成26年10月

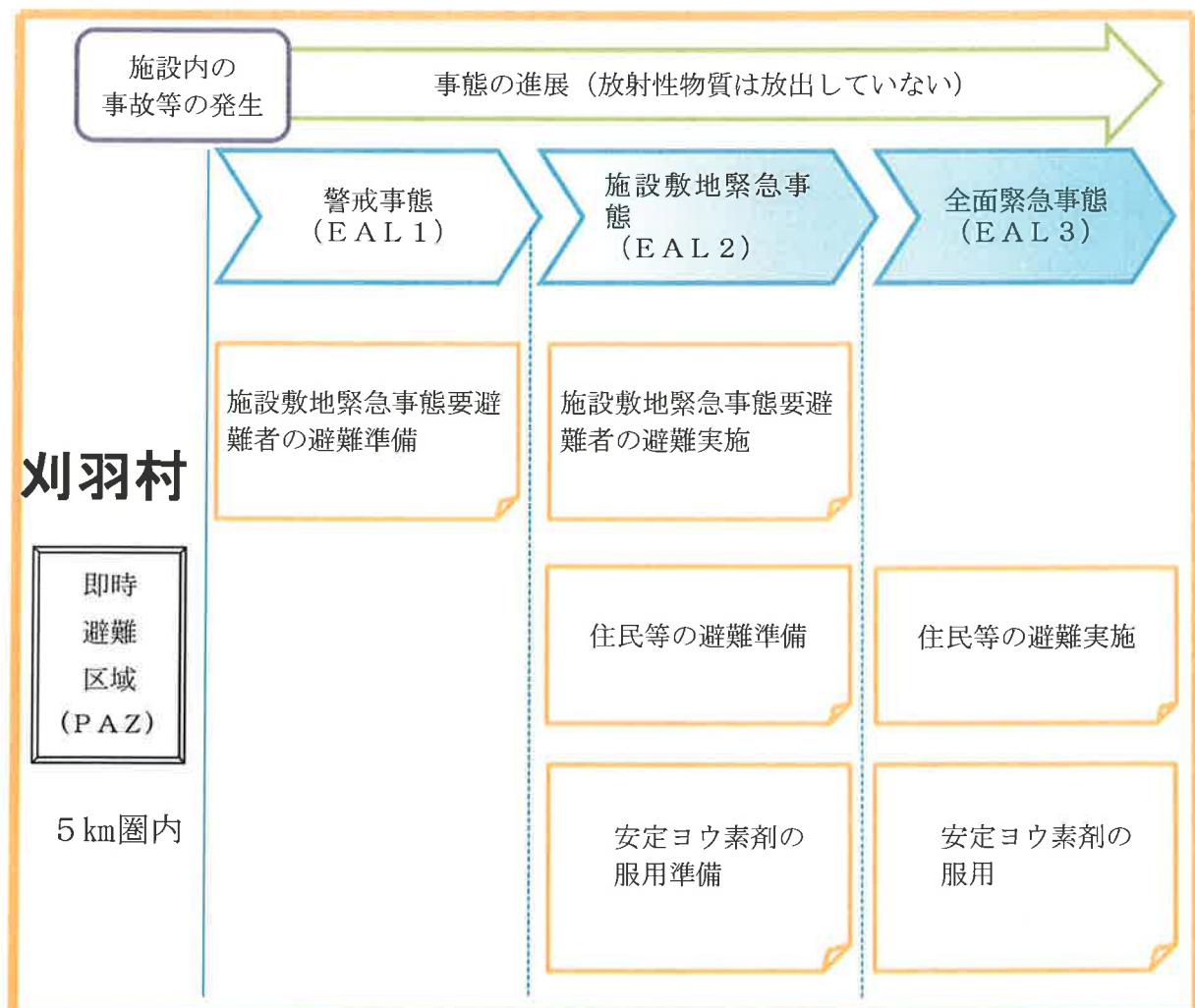
刈 羽 村

刈羽村の防護措置

2 E A Lに応じた防護措置フロー

刈羽村においては、急速に進展する事故において放射線被ばくによる確定的影響等を回避するために、放射性物質が環境に放出される前の段階から、緊急時活動レベル（E A L）に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。

(原子力災害対策指針の一部をイメージ化)



○施設敷地緊急事態要避難者：避難の確保を図るため特に支援を要する者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない者をいう。刈羽村においては、全面緊急事態において安定ヨウ素剤を服用して避難を実施することとされているため、副作用が発生する可能性があるなど、安定ヨウ素剤を服用することが不適切な者についても施設敷地緊急事態要避難者としている。

住民等の避難手段および避難先

2 学校の児童生徒、保育園の園児（在校在園時）

学校の緊急マニュアルに基づき、保護者へ引き渡すものとする。保護者に引き渡せなかった児童生徒・園児は、教職員引率のもと避難を実施する。

3 在宅の要介護高齢者・障害者等

在宅の要介護高齢者・障害者等については、家族、地域の協力により自家用車による避難を行う。

介助が必要な避難行動要支援者については、県等が要請し確保した消防機関の救急車、福祉車両または関係機関の応急出動したヘリコプター等により搬送する。

《防護措置の流れ》

事態区分	行政の対応 (指示・要請等)	住 民	施設敷地緊急事態要避難者	学校・保育園等 (在校在園時)
放射性物質放出前 警戒事態 (EAL1)	<ul style="list-style-type: none"> ○発電所の状況把握、住民等への注意喚起 ○施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を要請 ○施設敷地緊急事態要避難者のための輸送手段確保 ○保護者に学校等への迎えを要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○村からの情報に注意（不要な外出を自粛） ○一時滞在者は早期の帰宅 	○避難準備を開始	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者への引き渡し ○迎えが来るまで児童生徒、園児を保護
放射性物質放出前 施設敷地緊急事態 (EAL2)	<ul style="list-style-type: none"> ○発電所、環境放射線量等の情報周知 ○一時集合場所派遣隊及び広域避難先遣隊の派遣 ○避難準備指示 ○施設敷地緊急事態要避難者の避難指示 ○学校等施設の避難指示 ○輸送手段の確保 ○一時滞在者等へ安定ヨウ素剤の緊急配布実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難準備開始 家族に施設敷地緊急事態要避難者がいるときは避難を実施する。 ○安定ヨウ素剤の服用準備 	<u>○避難実施</u> 移動手段のない者は、早めにバスによる避難の集合場所に集合する。	<u>○施設による避難実施</u> 保護者に引き渡せなかった子どもは、教職員引率のもと避難を実施する。
全面緊急事態 (EAL3)	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力緊急事態宣言の発出 ○避難指示 ○安定ヨウ素剤服用指示 ○発電所、環境放射線量等の情報周知 		<u>○避難実施</u> <u>○状況に合わせた服用指示のもと安定ヨウ素剤を服用</u> 3～12才：1丸 13才以上：2丸 0～2才児は事前配布できる薬剤がないため、EAL2で避難を実施	

住民等の避難手段および避難先

4 一時滞在者（観光客・旅行客等）の対応

村及び県は、地域外からの一時滞在者に対して、原子力発電所で事故が発生し原子力災害に至る可能性がある場合には、村の広報及び報道機関や関係団体等を通じて情報提供を行う。

5 避難先の選定および避難経由所

避難先は、基本的に県内自治体としつつ、50km圏外の避難先を確保する。刈羽村においては、避難準備区域（UPZ）の避難先よりも遠い地域に確保する。
※先行避難する刈羽村等の車両により生じる渋滞（高速道から降りるIC等）が、その後避難準備区域（UPZ）が避難を要する場合に、後行の避難に影響を与えないようにするため。

【避難先自治体】

避難 市町村	→ (主な利用道路)	避難先（受入）候補市町村	
		方面	市町村名
刈羽村	高速道路、国道352 国道116、国道402	新潟・村上 方面	村上市
	高速道路 国道116～国道8	糸魚川・妙高 方面	糸魚川市
		近隣県（要調整）*	

◆避難ルートについては、災害の種類や規模、道路状況及び交通規制の状況等により周知する。

※災害の態様により、より多くの避難先を確保する必要がある場合等に備えて、県の調整のもと近隣県への避難も選択肢として検討する。

【避難経由所】

避難先自治体	避難経由所：名称	避難経由所：所在地
村上市	神林総合運動公園 神林総合体育館 (パルバーグ神林)	村上市九日市222 TEL0254-66-8111
糸魚川市	糸魚川市民総合体育館	糸魚川市上刈4-3-1 TEL025-552-6521

◆避難方面の選定については、災害の種類や規模、道路状況等に応じて柔軟な判断を行う。

6 要配慮者退避施設への一時退避

即時避難が容易でなく、一定期間とどまらざるを得ない場合は、放射線防護機能を有する施設に屋内退避することもありうる。